

(14) 中山間地域等直接支払事業

1) 目 的

中山間地域等の生産条件不利地域では、農業従事者の高齢化、農業担い手の減少等により耕作放棄地の増加が懸念されているため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、農用地の多面的機能を確保する観点から、直接支払を実施する。

2) 事業内容

対象地域及び対象農用地

沖縄県内の次の要件に該当する農業振興地域内の農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地

(1) 一般基準

- 急傾斜農用地(畑、草地で15度以上)
- 市町村長が必要と認めた農用地(緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農地)

(2) 特認基準

- 知事が定める次の基準を満たし、1ha以上の営農上の一体性を有する農用地
 - ① 那覇市より遠隔(概ね100km)に位置する離島の農地(畑地、草地のみ)
 - ② さとうきび等への品目特化が著しくかつ土地生産性が低い農地
(さとうきび、肉用牛、水稻、いも類の4品目特化割合が80%以上と高く、沖縄本島に比較して土地生産性が5割以下の農地)

対象行為

集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続して行われる農業生産活動等

対 象 者

集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等(第3セクター、生産組織等を含む)

交付単価

地 目	区 分	10a当り単価
畑	急傾斜(15度以上)	11,500円
	緩傾斜(8度以上15度未満)	3,500円
草 地	急傾斜(15度以上)	10,500円
	緩傾斜(8度以上15度未満)	3,000円

注：急傾斜以外の本県の対象農用地は、知事特認を含めすべて緩傾斜の単価を適用。

3) 事業実施主体等

① 事業実施主体:市町村

実施市町村 一般基準地域：名護市、東村、今帰仁村、本部町

特認基準地域：南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、竹富町、与那国町

② 補 助 率

一般基準：国1/2、県1/4、市町村1/4

特認基準：国1/3、県1/3、市町村1/3

ミカン狩り風景

③ 事業実施期間:平成17年度～平成21年度

あじさい祭り風景



本制度導入により、耕作放棄地の発生を防止し、農村の持つ多面的機能の増進が図られている。